

知ってほしい税のこと
税
チャンネル

**家屋（新築・増築・取り壊しなど）
・償却資産の申告について**

お問い合わせ 税務課 ☎ 0986-76-8804

家屋の異動（新築・増築・取り壊しなど）は市役所へ申告が必要です。新築や在来分（いずれも調査が済んでいないもの）の場合、賦課期日の1月1日現在に存在する家屋が対象です。取り壊しは賦課期日時点で現存しない家屋が対象です。※申告がない場合、翌年度の課税台帳に正しく反映されない可能性があります。

◎申告方法について

固定資産（家屋の新築・増築・改築・移築・取り壊し）の申告書を提出してください。申告書は市ホームページからダウンロードできます。

◎償却資産の申告について

償却資産を所有されている方に令和6年度の申告書を12月下旬に送付しました。申告書が届いた方は全員1月31日（水）までに提出をお願いします。資産の増減や所有者変更などがあれば記入し提出してください。

◎太陽光発電設備は償却資産として、固定資産税が課税されることをご存じですか？

太陽光パネルの設置には税金がかかる可能性があります。設置者が法人であれば課税対象です。個人では事業用は課税対象で、家庭用でも10kW以上の設備は課税対象となります。

課税対象の太陽光パネルを設置した際は、設置した翌年度より償却資産として申告する義務があります。

例外として、屋根と一体型（瓦などがなくパネルで設置された太陽光発電設備は家屋の課税に含まれていません。

※不明な点は税務課までお問い合わせください。

1月の納期	国民健康保険料	8期
	介護保険料	8期
	後期医療保険料	7期

Soo市
健康なび
第6号

脂質（そもそも編）

脂質（中性脂肪・コレステロール）って悪いもの!?

お問い合わせ 保健課 ☎ 0986-76-8806

「脂質はタンパク質・糖質と並ぶ3大栄養素の一つで、生きていくには欠かせないものです!」

- ◆ 脂質 1 グラムは9 キロカロリーのエネルギー源で、タンパク質や糖質の2 倍以上のエネルギーを作り出し、少量でも大きな活力になります。また細胞膜やホルモンを作る大切な栄養素で、体温の保持や内臓の保護をする役割があります。
- ◆ 脂質の摂り過ぎは動脈硬化の原因となり、心筋梗塞や脳梗塞などを引き起こします。
- ◆ 脂質の摂取不足はエネルギーが不足し、体温を保つ熱や活動する力も弱まり、身体の消耗が激しくなります。
- ◆ 適度に摂取することが重要です。



血液中の脂質濃度の基準は…?

LDL (悪玉) コレステロール	140mg/dL 未満 (境界型: 120 ~ 139 mg/dL)
HDL (善玉) コレステロール	40mg/dL 以上
中性脂肪	150mg/dL 未満

※日本動脈硬化学会編：動脈硬化性疾患予防ガイドライン

次回は脂質異常症（からだ編）について掲載します。お楽しみに。

国民年金
のはなし

国民年金制度について

お問い合わせ
市民環境課 ☎ 0986-76-8805 大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5923
財部支所 地域振興課 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが対応します)

日本在住の方は、国籍を問わず20歳から国民年金に加入することになりますが、なかには20歳前から働いていて、すでに厚生年金に加入しているという方もいるのではないのでしょうか。年金は働き方によって加入する制度が一人ひとり異なります。

自営業や学生など国民年金に加入している方は第1号被保険者。会社員など厚生年金に加入している方は第2号被保険者。第2号被保険者に扶養

されている20歳以上60歳未満の配偶者は第3号被保険者となります。

それぞれ加入している年金制度によって老後に受け取る年金額が違うのはもちろんですが、障がいや死亡といった不測の事態が発生したときに年金を請求できる条件や受給できる期間・金額などもまったく違います。加入している年金の制度は自分でしっかりと把握しておきましょう。

鹿屋年金事務所による出張年金相談

日 程	時 間	場 所	予 約 先
1月10日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	大隅支所 別館2階大会議室	大隅支所市民係 ☎ 099-482-5923

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。年金請求の相談が優先となります。

日常に潜む
消費生活
トラブル

今月の相談

ネットで「定期縛りなし。いつでも解約可能」という美容液の定期コースの広告を見て注文した。初回の商品が届いたが、使い心地がよくなかったため、販売業者に「初回のみで解約する」と電話をすると「4回購入が条件の定期購入になっている」と言われた。広告には定期縛りなしと記載されていたと伝えたが「特別割引クーポンを『利用する』のボタンを押してコースを変更しているため、4回購入してからでないと解約できない」という。注文完了直後に割引クーポンが表示され、利用した覚えはあるが、コースが変更されるとは思っていなかった。



お問い合わせ
消費生活センター
☎ 0986-76-8823

クーポン利用による
定期購入トラブル

「定期縛りなし」との表示をしっかりと確認して申し込んだはずが、注文直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したこと、回数縛りのある定期コースに切り替わっていたという相談が多く寄せられています。

「やらにお得に購入する」「特別割引クーポンを利用する」といった表示がある場合、回数縛りのある定期コースへの変更が条件になっている可能性があります。十分注意しましょう。

通信販売にはクーリング・オフ制度の適用がありません。利用する場合は契約・解約条件などを事前にしっかりと確認しましょう。

トラブルになったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

曾於市消費生活
弁護士相談会のお知らせ
日時：1月10日(水)午前10時～正午
場所：市役所本庁南棟2階 多目的室②
相談時間：1人30分 定員：4名
※相談無料。事前申し込み順です。